

議案第26号

城南衛生管理組合規約の一部変更について

城南衛生管理組合規約の一部を変更する規約を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

(2024年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城南衛生管理組合規約の一部を変更する規約

城南衛生管理組合規約（昭和37年城南衛生管理組合告示第1号）の一部を次のように変更する。
次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

現 行	改 正 後
(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は <u>京都府八幡市八幡沢1番</u> <u>地</u> に置く。	(組合の事務所の位置) 第4条 組合の事務所は <u>京都府宇治市宇治折居1</u> <u>8番地</u> に置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年7月16日から施行する。

提案理由

城南衛生管理組合の事務所移転に伴い、城南衛生管理組合規約について、所要の改正を行いたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第287条第1項第4号及び第290条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（規約等）

第287条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

①～③ 略

④ 一部事務組合の事務所の位置

⑤～⑦ 略

2 略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。